

条例の手續について

令和3年4月1日から、申請書等の押印を廃止しました。

○押印を廃止

- ・ 申請書等への押印を廃止しました。

○電子メールアドレス欄等を追加

- ・ 押印に代わる本人確認手段として、様式に連絡先記入欄(住所、電話番号、電子メールアドレス)を追加しました。
- ・ 申請・届出内容の確認等における多様な連絡手段を確保するとともに、デジタル化への対応を図るため、住所及び電話番号に加え、現在、広く使用されている電子メールを連絡先として追加し、申請者の利便性の向上を図ります。

○電子メールアドレスの記載

- ・ 電子メールアドレスを保有されていない方も想定されることから、電子メールアドレスの記載がない場合であっても、申請書等に不備があるものとして取り扱うことなく受理します。